

善常会リハケアプラザ 通所リハビリテーション運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人財団善常会が開設する善常会リハケアプラザ（以下「事業所」という。）が行う通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、通所リハビリテーション従業者が、要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法、言語聴覚療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 善常会リハケアプラザ
- (2) 所在地 名古屋市南区戸部町三丁目5番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 従業者
従業者は次の通りとし、サービスの提供にあたる。

ア 医師	1名以上
イ 理学療法士、作業療法士もしくは言語聴覚士	9名以上
ウ 看護師もしくは准看護師	3名以上
エ 介護職員	13名以上
オ 管理栄養士	1名以上
カ 支援相談員	1名以上

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時00分までとする。
- (3) サービス提供時間 午前8時50分から午後4時00分までとする。

ア 1単位目（月曜～土曜・午前9時30分～午後3時40分）
イ 2単位目（月曜～土曜・午前8時50分～午後12時00分）
ウ 3単位目（月曜～土曜・午後12時50分～午後4時00分）

(利用定員)

第6条 指定通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の利用定員は次のとおりとする。

- (1) 1 単位目 45 名
- (2) 2～3 単位目 15 名

(指定通所リハビリテーションの内容)

第7条 指定通所リハビリテーション（指定介護予防通所リハビリテーション）の内容は次のとおりとし、指定通所リハビリテーション（指定介護予防通所リハビリテーション）を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定通所リハビリテーション（指定介護予防通所リハビリテーション）が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。

- (1) 身体チェック（体温・血圧・脈拍の測定）
- (2) 診察
- (3) リハビリ
 - 1. 個別訓練（運動療法・作業療法・言語療法）または自主トレーニング
 - 2. 集団訓練（レクリエーション等）
 - ① 集団レクリエーション（ストレッチ体操・脳トレーニング・嚥下体操等）
 - ② 個別プログラム
 - ・ 手作業（各種手芸・工作等）
 - ・ 口腔体操
 - ・ リハビリ体操
 - ・ 園芸
- (4) 入浴（介助浴・機械浴）
- (5) 食事及びおやつ
- (6) 送迎

(利用料その他費用の額)

第8条 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定通所リハビリテーションに要した送迎費は、その実費を徴収する。

実施地域を超えた地点から

0 Km以上 3 Km未満	2 0 0 円	
3 Km以上 7 Km未満	3 0 0 円	
7 Km以上	4 0 0 円	料金は片道 1 回当たりとする。

- 2 昼食費は、次の通り徴収する。
 - 1 食 6 9 0 円
- 3 おむつ代は、次の通り徴収する。

紙おむつ M, L	1 枚	1 5 5 円
尿とりパッド標準	1 枚	3 8 円
リハビリパンツ S, M, L, LL	1 枚	1 6 5 円（消費税別）
- 4 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
- 5 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いの同意を文書で得ることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は以下の通りとする。

- (1) 一日コース（6～7時間）
 - 南区（一部地域を除く）

※除外地域

阿原町、要町、上浜町、源兵衛町、大同町、滝春町、丹後通、鶴見通、天白町、鳴尾一丁目、鳴尾二丁目、鳴尾町、鳴浜町、白水町、星崎一丁目、星崎二丁目、星崎町、松下町、南野一丁目、南野二丁目、南野三丁目、三吉町、元柴田西町、元柴田東町、元鳴尾町、柴田町、柴田本通、加福町、堤町、泉楽通、五条町、六条町、七条町、観音町、氷室町、道德新町、南陽通、道德北町、三条、明治、豊田町

瑞穂区の一部

※対象地域

荒崎町、石田町、井戸田町、浮島町、内方町、内浜町、鍵田町、甲山町、釜塚町、上坂町、神穂町、神前町、河岸一丁目、河岸町、塩入町、下坂町、新開町、洲山町、惣作町、大喜町、大喜新町、田光町、津賀田町、佃町、土市町、豊岡通、苗代町、白竜町、花目町、姫宮町、妙音通、明前町、桃園町、柳ヶ枝町、松園町、市丘町、片坂町、仁所町

(2) 半日コース (3～4時間)

南区 (一部地域を除く)

※除外地域

阿原町、要町、上浜町、源兵衛町、大同町、滝春町、丹後通、鶴見通、天白町、鳴尾一丁目、鳴尾二丁目、鳴尾町、鳴浜町、白水町、星崎一丁目、星崎二丁目、星崎町、松下町、南野一丁目、南野二丁目、南野三丁目、三吉町、元柴田西町、元柴田東町、元鳴尾町、柴田町、柴田本通、加福町、堤町、泉楽通、五条町、六条町、七条町、観音町、氷室町、道德新町、南陽通、道德北町、三条、明治、豊田町、内田橋、豊、豊田、戸部下、忠次、塩屋町、荒浜町、立脇町、浜中町、東又兵エ町、西又兵エ町、港東通、加福本通、弥次エ町、北頭町、中割町、宝生町、堤起町、神松町、浜田町、元塩町、道全町、石元町

瑞穂区の一部

※対象地域

荒崎町、神穂町、河岸一丁目、河岸町、土市町

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 サービス利用をされる際の留意事項は次のとおりとする。

- (1) 利用日当日に体調等の理由にて、通所リハビリテーションを利用できない場合は、必ず連絡すること。
- (2) 機能訓練を行う際は、必ず通所リハビリテーション従業者の指示に従うこと。

(非常災害対策)

第11条 通所リハビリテーション従業者は、年2回の防災訓練を実施するとともに、消火器の位置の確認、避難経路に障害物がないかの確認等、日頃から非常災害に備えなければならない。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第12条 事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的開催する。
- (4) 上記(1)から(3)までを適切に実施するための担当者を置く。

(業務継続計画の策定等)

第13条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、次の対策を講ずる。

- (1) 利用者に対する通所リハビリテーションの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。
- (2) 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- (3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(その他運営についての留意事項)

第14条 事業所は、職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後2ヶ月以内
- (2) 継続研修 年1回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用条約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則

この規程は、平成18年4月28日から施行する。

平成19年6月1日 改定

平成19年11月1日 改定

平成20年1月10日 改定

平成20年6月1日 改定

平成21年6月1日 改定

平成22年5月1日 改定

平成22年10月1日 改定

平成23年6月1日 改定

平成24年4月1日 改定

平成24年6月1日 改定

平成24年10月1日 改定

平成25年7月1日 改定

平成26年6月1日 改定

平成 27 年 6 月 1 日	改定
平成 28 年 6 月 1 日	改定
平成 29 年 6 月 1 日	改定
平成 30 年 6 月 1 日	改定
令和 1 年 6 月 1 日	改定
令和 2 年 6 月 1 日	改定
令和 2 年 10 月 1 日	改定
令和 3 年 6 月 1 日	改定
令和 4 年 7 月 1 日	改定
令和 5 年 7 月 1 日	改定
令和 5 年 12 月 1 日	改定
令和 8 年 4 月 6 日	改定